

令和6年度

居宅訪問型保育事業者のための集団指導 資料2

保育所等における虐待等の防止及び
発生時の対応等に関するガイドライン
～子どもの人権擁護のために～



川越市マスコットキャラクターときも

川越市こども政策課

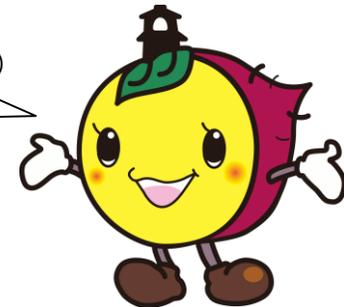
「子どもを尊重する保育」「子どもの人権擁護」の視点から

皆さんは認可外保育事業者として、「子どもを尊重する保育」のためにどのようなことを心がけていますか。また、「子どもの人権擁護」の視点から、自身の保育を振り返る機会がありますか。

認可外保育事業者(ベビーシッター)として保育サービスを提供する保育士、看護師、保育従事者の皆さんが、保育を行なううえで重要な「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」について改めて意識を高め、自らの保育を振り返っていただくことを目的に、このチェックシートを作成しました。

また、自らが意識せずに「子どもを置き去りにした保育」や「保育者の都合で進める保育」を行っていないかの自己点検の機会として活用し、さらなる保育の質の向上を目指しましょう。

保育従事者として業務を始めたばかりの人はもちろん、保育経験豊かな人も、一度基本を見直す機会として活用してみましょう。



「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

令和5年5月こども家庭庁により「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」が示され、〈虐待等〉と〈不適切な保育〉の考え方について明確化されました。

【「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図】

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、子どもの心身に有害な影響を与える行為

<虐待等について>

保育所等における虐待等については、前述のとおり児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などにおいて、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と規定されており、虐待等の行為は禁止されています。

一方で、保育所等における虐待等の具体例についてはこれまで明記されていなかったことから、禁止される虐待等の考え方を下記のとおり明確化し、整理されました。

保育所等における虐待とは、保育所等の職員が行う次のいずれかに該当する行為。また、次に示す行為のほか保育所等に通うこどもの心身に有害な影響を与える行為である「その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」を含め、虐待等と定義される。

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ ネグレクト
- ④ 心理的虐待
- こどもの心身に有害な影響を与える行為

① 身体的虐待

保育所等に通う[※]こどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（児童虐待の防止等に関する法律：第2条第1項） ※➡「で預かる」と読み替えてください

以下、下線についても同様

【具体例】

- ◎ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為
- ◎ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為

など

② 性的虐待

保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること (児童虐待の防止等に関する法律：第2条第2項)

【具体例】

- 下着のままに放置する
- 必要のない場面で裸や下着の状態にする
- こどもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせる性行為(教唆を含む)
- 性器を見せる
- 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話をする。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)
- こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
- ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる

など

③ ネグレクト（養育の放棄・怠慢）

保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育園等に通うほかのこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。

（児童虐待の防止等に関する法律：第2条第3項）

【具体例1】

- こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置するなど
- こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）
- おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど
- 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する

③ ネグレクト（養育の放棄・怠慢）

【具体例2】

- 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う
- 適切な食事を与えない
- 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す
- 虐待等を行うほかの保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的魚悪態や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ほかの職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状態を放置する
- その他職務上の義務を著しく怠ること

など

④ 心理的虐待

保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童虐待の防止等に関する法律：第2条第4項)

【具体例1】

- ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
- こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど
- こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など屈辱的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど）
- こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大事にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど）

④ 心理的虐待

【具体例2】

- 他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする

など

● こどもの心身に有害な影響を与える行為

- * ①～④のほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する
- * 個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、子どもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。その際、保育所等に通うこどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。
- * ①～④具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したもの。

<不適切な保育について>

不適切な保育は、「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」であるとし、全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために」を参考に、当該チェックリストに記載される、人権擁護の観点から「『**良くない**』と**考えられるかかわり**」に、以下の5つのカテゴリーを不適切な保育の具体的な行為類型として示している。

- (1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり
- (2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ
- (3) 罰を与える・乱暴なかかわり
- (4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり
- (5) 差別的な関り

※保育士会チェックリストは、自らの保育の振り返り、専門職としての質の向上に努めることを主眼としているため、上記5つのカテゴリーの具体的なかかわりの中には、不適切な保育とまでは言えないものも含まれていることから不適切な保育とを同じものとして解することは必ずしも適当ではない。

こうしたことから、ガイドラインでは保育士会の5つのカテゴリーと同じものとは解さず、「**虐待等と疑われる事案**」との定義に見直された。

より良い保育に向けて

1 日々の保育実践の振り返り等

【こどもの権利擁護について】

- ◎ 保育所等はこどもの最善の利益を愛位置に考慮し、こども一人一人にとって心身ともに健やかに育つために最もふさわしい生活の場であることが求められる。
(居宅事業者の場合は「生活の場の提供」と読み替え)
- ◎ 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号) においては、こどもの生命の保持や情緒の安定を図ることを求めており、こどもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所等において虐待等はあるはず、虐待等の発生を未然に防がなければならない。
- ◎ 保育所等における虐待等の未然防止にあたっては、
 - ・各事業者で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
 - ・事業者一人一人がこどもの人権・人格を尊重する意識を持つことが重要である。

より良い保育に向けて

【各事業者で、日々の保育実践における振り返りを行うこと】

- ◎ 保育所保育指針開設において「子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要である」と示されているとおり、日々の保育実践の振り返りにあたっては、常に「こどもにとってどうなのか」という視点から考えていくことが何より大切である。自らのかわりや保育が「子どもの人権への配慮」や「一人一人の人格を尊重」したものとなっているかを振り返る際には、例えば保育会チェックリスト等を活用することが考えられる。
- ◎ チェックリスト等を活用して、言葉でうまく伝えられないこどもの気持ちを汲み取り、こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかわりができるかを振り返り、「望ましくない」と考えられるかわりをしていた場合もしていなかった場合も、個々の振り返りやマッチングサイト等による研修等を通じて保育の実践を捉えなおし、保育の専門職としてさらなる保育の質の向上を目指すことが重要である。
- ◎ また、こうした振り返りにあたって、日々の保育に不安等があれば、登録マッチングサイトや市へ積極的に相談を行う等、市町村とのコミュニケーションを密にしていくことも重要である。

コラム:保育士・保育教諭の“気づき”

保育には様々なシーンが存在し、また、その中でのこどもへの接し方はこどもの個性や状況に応じて柔軟に行われるものである。その一つ一つの行為を、何が適切で何が不適切なのか定義することはできず、保育士・保育従事者一人一人が、状況に応じた判断を行う必要がある。そうした判断力を身に付けるためには、こどもの人権についての理解を深めるのはもちろんのこと、保育士・保育従事者が、自分が行っている保育を振り返る中で、改善点につながる課題、自身のかかわりの特徴等への気づきを得ていく必要がある。

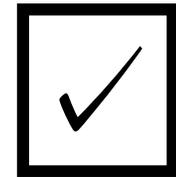
「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

コラム より一部抜粋

よりよい保育のための



セルフチェックリスト



日々の保育を振り返ってみましょう

子どもの受け入れ時



- 保護者に抱かれてなかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこだと恥ずかしいよ」と、言葉をかけてませんか？
- 機嫌を損ねている(泣いている)子どもに「グズッていたらおかしいよ」と、言葉をかけていませんか？
- 挨拶をしてきたか否かにかかわらず、近寄ってきた子どもを無視していませんか？
また、兄弟姉妹とともに受け入れる場合、特定の子どもだけに「おはよう」などの言葉をかけていませんか？

アドバイス

- 「恥ずかしいよ」「おかしいよ」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。たとえば「おうちのひとの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもの好きな遊びに誘うなどして、気持ちを切り替えられるよう働きかけましょう。
- どの子どもに対しても、一人ひとり顔を見て挨拶をしましょう。また、受け入れ時は視診の時間であることも意識することが大切です。



日中の活動



- 子どもが作った(描いた)ものを見て、「それ違うよ。もう一回やり直す？」などと働きかけていませんか？
- 子どもが相手を叩く等、良くない行動をした際に、執拗に責めるような言葉がけをしていませんか？

アドバイス

- 子どもが自ら作った作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかわりをしましょう。
- 子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解するための言葉がけは大切ですが、必要以上に責めるべきではありません。良くない行動となってしまったきっかけ(原因)は何でしたか？ その思いに寄り添いながら、正しい行動(ふるまい)を伝えるとよいでしょう。



日中の活動



- 子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言っていないですか？
- 苦手なことを渋っている子に、「早くやって」「赤ちゃんみたいだよ」「〇〇できないなら〇〇できないからね」と言葉をかけていませんか？

アドバイス

- ◎ 子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましょう。また、すぐに対応できない状況である場合には「後で聞くね」と伝えましょう。そして、後で必ず「すぐき聞けなくてごめんね。さっきは何だった？」と聞くようにしましょう。『保育者に話を聞いてもらえて嬉しい』『また(もっと)話したい』と子どもが感じることで、信頼関係の構築につながります。
- ◎ 保育者が子どもの意欲や思いを置き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。また、子どもの心を傷つける言葉づかいは、子どもの人格を否定する行為です。「〇〇しないなら～」との言葉がけは、子どもに行動を強要するかわり(脅し)です。肯定的な言葉がけで子どものやる気を育てましょう。



日中の活動



- 子どもの自発的な行動を待てず、腕をつかんで引っ張ったりしていませんか？
- 泣いている男の子に「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉づかいをする女の子に「女の子だからそんな言葉をつかってはいけない」と注意していませんか？
- 子どもが選んだ物(色)などに対し、「それは男の子(女の子)のものよ」と言っていないですか？
- 子どもを注意する際に、「だめよ！」と言い子どもの身体を叩いていませんか？

アドバイス

- ◎ 子どもが納得して自ら行動できるよう、丁寧なかかわりに努めましょう。また、**大人が子どもの腕を引っ張ることは、脱臼等のケガにつながる恐れがあります。**
- ◎ 性別を理由に注意することや制限をすることは、差別的なかかわりです。一人ひとりの個性を認め、かかわりましょう。
- ◎ 「叩く」という行為は虐待です。また、保育者の「叩く」という行動を真似てしまうこともあります。暴力的な行動によって指示に従わせることは、あるまじき行為です。



食事



- 食事の際、こぼす等の理由によりテーブルにメニューを全て配膳せず一品ずつの提供と
していませんか？こぼすたびに叱りながら食べさせていませんか？
- 子どもが床にこぼしたものを、拾って食べるように促していませんか？
ほかの子どもがいる前で、こぼしていることを指摘していませんか？
- 小食の子どもに対して、子どもの意見も聞かず、初めから配膳する量を極端に少なくして
いませんか？

アドバイス

- 食への関心、意欲を育むためには、すべての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定することが必要です。また、こぼす、こぼさないに着目するのではなく食べる意欲を育む環境づくりに努めましょう。
- 衛生的ではなく、大人は決してしないことを子どもに強要すべきではありません。また、ほかの子どもがいる前での指摘は、子どもの自尊心を傷つけるだけでなく、周囲の子どもに先入観を持たせることにもつながります。
- 子どもの意見を聞かずに「初めから極端に減らす」ことは、子どもの思いを無視した行為です。子どもが「少なくしてほしい」と自分の思いを発せられるようなかわりが大切です。



午睡・睡眠



- なかなか寝付けずにいる子どもに「早く寝てよ」「早く寝てくれないと仕事ができない」などと言っていないですか？
- 眠らず話をしている子どもに対して、外で寝るように言っていないですか？
- なかなか眠らない子どもに、布団を頭からかぶせたり、強引に押さえつけて強く布団を叩いたりしていませんか？

アドバイス

- ◎ 保育者としての優先業務を考え、子どもの気持ちや、その日の状況に配慮したかわりをしましょう。
- ◎ 子どもの気持ちを受け止めながら、身体を休めることの大切さを伝えましょう。子どもが納得して行動できるようかわりましょう。（外で寝るように言うのは「脅し」です）
- ◎ 布団を頭からかぶせる行為は、子どもに恐怖心を与え、窒息の危険性もあります。また、強く叩いても子どもが眠るとは限りません※。子どもが安心して眠れるようなかかわりがけましょう。 ※子どもの感覚(触覚)も一人ひとり異なります。子どもが安心できる睡眠導入について配慮しましょう。



トイレ(排泄)



- 排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをしていませんか？
- 排泄を訴えられる子どもが「出ない」と言っても、無理にトイレへ行くよう促していませんか？
- 排泄の失敗が多いからという理由で、子どもが「パンツがいい」と言っても紙おむつにしていますか？

アドバイス

- ◎ 子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮した言葉がけとともに、トイレ等の人目につかない場所で対応しましょう。
- ◎ 自分の感覚で排泄を知られることができる子どもに、保育者の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。
- ◎ 体調や気温等を考慮しながら、子どもの意思を尊重してパンツか紙おむつかを尋ねましょう。また、失敗した時に対応できる準備を整え、さりげない対応をしましょう。



子どもの引渡し時



- 保護者の帰宅が、預かり終了時間ぎりぎりになりがちになる子どもに対して、「〇〇ちゃんのお母さん、今日も遅いね」と言ってませんか？
- 帰宅した保護者に対しても「いつも時間ギリギリですね」と言っていないませんか？
- 帰宅した保護者に対し、「今日は〇〇しちゃったんですよ」と、子どもにも聞こえるように話していませんか？
- 「今日は〇〇の用意がありませんでしたよ」「〇〇が足りなくて困りました」などと、子どもの前で保護者へ話していませんか？

アドバイス

- ◎ 子どもは口に出さなくても、保護者の帰宅が遅くなっていることを耐えている場合が多くあります。「もうすぐ帰ってくるよ。一緒に待っていようね」など、子どもの気持ちに寄り添った温かい言葉がけをしましょう。また、保護者への支援も保育者の業務のひとつです。保護者に対して否定的な言葉がけをすべきではありません。
- ◎ 子どもの自尊心を傷つける行為です。子どもの気持ちに配慮した伝え方を心がけましょう。子どもにとって保護者を否定されることは、自分の存在も否定されたような気持ちになります。保護者に対しても否定的な言葉がけをせず、状況をふまえたかわりを心がけましょう。



その他



- 兄弟姉妹での預かりの際、子ども同士のトラブル等が起きたときに、子どもたちの言い分を聞かず一方的に判断を下していませんか？
- 子どもに対して怒鳴ったり、「〇〇しなさい」との言葉や子どもが怖がるもの(鬼など)を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとしていませんか？
- 保育者が子どもに注意をした際、言うことを聞かなかった子どもに対し、室外へ立たせる、その場に置いていこうとするなどの罰を与えていませんか？

アドバイス

- 子どもそれぞれに理由があって、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。保育者の一方的な考えで判断をすべきではなく、双方の言い分を聞き、お互いが納得する解決へと導きましょう。
- 子どもに恐怖心を与え、保育者の指示に従わせるのではなく、子ども自身が考え、行動できるような言葉かけを心がけましょう。
- 保育者のいうことを聞かない等の理由で、子どもに罰を与えることは虐待です。子どもにとって具体的で分かりやすい言葉かけや、見通しを持って行動しやすい働きかけや配慮を心がけましょう。

